

奨学生募集要項（2022年度）

No. 415

C 直接応募

| | | | |
|-------------------|---|-------|---------------|
| 奨学団体名 (奨学金名称) | 志・建設技術人材育成財団 | | |
| 2022 募集人数 | 全国で10名 | | |
| 募集学年 | 学部1年生 (応募状況・選考結果によっては、学部2年生以上も対象とする場合もある) | | |
| 募集学部・研究科 研究分野等 | 建設系（建築・土木）を専攻する学生 | | |
| 財団締切時期 | 2022年5月24日（火） | | |
| 給付 | 年額 500,000円 | 貸与 | 無 |
| 授業料相当額支給 | 無 | | |
| (採用時) 一時金 | 無 | | |
| 併給 | 併給可 | 年齢制限 | 無 |
| 就労制限 | 無 | 出身地制限 | 兵庫県内の高校を卒業した者 |
| その他応募条件 | ・卒業後、兵庫県内の建設系企業・官公庁等に就職を希望している者 ・採用された場合は、財団の主催行事（年に2回程度）に必ず出席すること | | |

令和4年度版

建設系(建築・土木)学部で学ぶ大学生の皆さんへ
奨学金給付事業案内



問合先

公益財団法人 志・建設技術人材育成財団

〒676-0082 兵庫県高砂市曾根町2257番地の1
(株式会社ソネック 経営管理部)
TEL : 079-447-1551
FAX : 079-447-2339
Mail : zaidan@sonec-const.co.jp

公益財団法人 志・建設技術人材育成財団

令和4年度

奨学金受給者募集

—若者とひょうごのよりよい未来のために—

兵庫県内建設産業の未来を担う若者を応援します！

志・建設技術人材育成財団は、兵庫県内で活躍することをめざす建設系学部で学ぶ大学生に対して、奨学援助を行うことを目的に、2018年2月に設立しました。

人々が集団生活をするようになったのは、数千年前と言われています。それとともに、人々の関心が、住居に向くようになりました。そして、人と住居は、共に発展してきたのです。

このようにして都市国家ができ、インフラが整ってきていますが、それと同時に、最近の人々からは建設への関心が薄れ、「あるのが当然である」かのように考えているのではないのでしょうか？

私たちは、感性豊かな若者が人類のより一層の発展を目指して実際に取り組むことで、新たな未来を創造していくものだと思っています。

未来の建設産業界を担っていこうという熱い「志」をもった若者に、奨学援助を行うことにより、人材を育成することを目的として、奨学金給付事業を行っています。

あなたが、未来の建設産業界のリーダーになるよう、私たちとともに成長していきましょう！

公益財団法人 志・建設技術人材育成財団

募集人員 10名

応募資格 下記のいずれにも該当する大学生とします。

- (1) 兵庫県出身者である。(兵庫県内高校卒業者とします。)
- (2) 建設系(建築・土木)の学部で学ぶ大学生1回生である。(原則1回生としますが、応募状況・選考結果によっては、2回生以上の方を奨学生に選考する場合があります。)
- (3) 大学卒業後、兵庫県内の建設系企業・官公庁等に就職を希望している。

奨学金給付額 年額50万円(前後期各25万円)
在学年毎として、大学修学年限4年を上限とします。

募集期間

令和4年4月4日(月)～同年5月24日(火)(※消印有効)

応募手続

別紙「奨学生願書」に、以下の書類を添付の上、当財団事務局宛に直接申し込んでください。

- 提出書類
- (1) 「奨学生願書」
 - (2) 「在学証明書」
 - (3) 卒業高校の「卒業証書の写し」または「卒業証明書」
 - (4) 個人情報取扱及び家族の同意に関する書類

送付先 〒676-0082 兵庫県高砂市曾根町2257番地の1 (株)ソネック 内
公益財団法人 志・建設技術人材育成財団事務局

選考等

- (1) 本財団で設置する選考委員会で選考し、最終決定は理事会で行います。
- (2) 応募者が多数の場合は、書類選考等第1次選考を行います。
- (3) 最終選考は、選考委員による面接となります。令和4年度は、6月11日(土)に実施する予定です。(詳細は、募集締切後に連絡します。)
- (4) 選考結果は、本人宛に文書で通知します。
- (5) 選考経過及び決定理由については、公表しません。
- (6) 応募書類は、採否に関わらず、返却しません。
- (7) 奨学生に選ばれると、年に2回、セミナーへ出席していただきます。(認定式及び第1回セミナー：7月上旬頃／第2回セミナー：11月中旬頃)

注意事項

以下に示すように、財団が奨学生として不適当であると判断したときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切り、場合によっては奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 相当な理由がなく大学を休学し又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 大学を退学し又は転学したとき
- (3) 留年等により正規の修学年限で大学を卒業する見込がなくなったとき
- (4) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (5) 奨学生としての報告義務を怠り又は連絡が取れなくなったとき
- (6) 偽りの申請その他不正な手段によって奨学金の給付を受けたことが発覚したとき

